

令和6年11月23日

指定管理者制度の在り方調査特別委員会

委員長 菅原 達

指定管理者制度の在り方調査特別委員会からの報告**1 委員会の設置の経緯**

令和5年10月の極東体育施設の破綻による「指定管理者の指定取消し」を発端に、同年12月議会において「指定管理者制度の在り方調査特別委員会」設置の議案が可決され、下記7名の委員により、指定管理者制度の在り方に関する事項を調査することとした。

委員長	菅	原	達
副委員長	横	井	帝之
委員	鶴	見	義明
〃	鈴	木	靖宏
〃	小	倉	健一
〃	澤	田	裕之
〃	長	浜	成仁

2 委員会の開催状況

(1) 第1回〔令和5年12月18日〕～ 第9回〔令和6年11月20日〕

(2) 協議内容

- ①調査の内容について ②書類の提出について
 ③関係書類について ④課題、問題点等について ⑤中間報告について
 ⑥確認事項について ⑦確認事項等の回答について
 ⑧新たな方策について ⑨議長への提言について ⑩最終報告書について
 ⑪疑義の解明に向けた調査について ⑫百条調査権の委任について 等

3 調査の内容

(1) 調査項目（78項目）を下記分類に沿って挙げた〔令和6年1月12日〕

- ・「佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び、「佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」について
- ・佐野市指定管理者選定委員会について
- ・佐野市運動公園等の指定管理者の指定について
- ・佐野市指定管理者募集要項について
- ・議会での議決について

4 事務検査（書面検査）の実施

（１）関係書類の提出〔令和６年３月１９日〕

令和６年３月５日に、佐野市運動公園、佐野市佐野武道館及び栄公園の指定管理者の指定に係る書類の提出を執行部に求め、以下の書類が提出された。

- ① 指定管理者の募集について（平成２８年、令和３年、令和５年）
- ② 運動公園等３施設指定管理者募集要項の変更について（令和３年）
- ③ 運動公園等３施設指定管理提出書類一式
- ④ 運動公園等３施設指定管理者申請書類
- ⑤ 指定管理者選定委員会《名簿》
- ⑥ 令和３年度 第１回佐野市指定管理者選定委員会 会議録
- ⑦ 令和３年度 佐野市指定管理者選定委員会【採点集計表】
- ⑧ 第２次審査採点票
- ⑨ 共同企業体の規約、責任分担等、月次報告、
月例モニタリング指定管理者への確認事項
- ⑩ 議事録、指定管理業務について、苦情報告、事業報告書

※選定委員会の音声記録、市長が県議時代に顧問をしていた
（株）アスコンサルティングとの業務委託契約書については不存在として
提出されず

（２）関係書類の検査の実施〔令和６年３月２６日～５月１７日〕

- ① 「関係書類」を各委員において検査（書面検査）
- ② 「課題・問題点等」を挙げる（７５項目）
- ③ 「課題・問題点等」から「疑義」を抽出し、「調査における疑義」として

16項目に整理し、中間報告書へ掲載

(3) 中間報告書の提出〔令和6年6月24日〕

(内容は佐野市議会ホームページに掲載)

(4) 書面での回答を求める〔令和6年8月30日〕

- ・「指定管理者制度の在り方に関する確認事項等」として、書面での回答を求める（中間報告に掲載した「調査における疑義」を含む34項目）

(5) 書面での回答の提出〔令和6年9月20日〕

- ・「指定管理者制度の在り方に関する確認事項等（回答）」が提出された

(6) 書面での回答の協議〔令和6年10月11日〕

- ・書面での回答では解明できない疑義があることを確認
- ・解明されない部分について、他の方策をもって解明に当たることを確認

5 提言の提出

(1) 議長に提言（下記）を提出〔令和6年10月23日〕

《指定管理者制度の在り方調査特別委員会からの提言について》

『指定管理者制度の在り方調査特別委員会において、指定管理者制度の在り方に関する関係書類の検査及び確認事項等に対する回答の精査の結果、いくつかの解明されない疑義があり、本特別委員会の書面での事務検査では、疑義の解明が難しいとの結論に至りました。

本特別委員会では、改善に向けた提案、要望等を最終報告書として取りまとめますが、解明されない疑義については、速やかな対応を行うことが必要であることから、新たな方策による疑義の解明について早急に検討するよう提言します。』

(2) 提言を踏まえた調査の内容を協議〔令和6年11月18日・20日〕

- ・「指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査について」を提示

※詳細は別紙参照

- ・「地方自治法第100条」に基づく調査権を本特別委員会に委任することを求める議案を議会に提出することを決定した

以上

指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査について

令和 6 年 11 月 20 日

指定管理者制度の在り方調査特別委員会

【調査の目的】

指定管理者制度の在り方を見直す上で、書面検査等で指摘された疑義の解明が必要であるが、地方自治法第九十八条第一項に基づく検査権ではその解明が難しいことから、同法第百条に基づく調査権により疑義の解明を目指すことを目的とする。

【調査の内容】

指定管理者の「募集」並びに「選定」の過程において指摘された疑義を調査の対象とし、その二つの過程に携わった関係者及び、それらに関連し疑義の生じた関係者の証言を求めることで、事実に基づく疑義の解明に向けた調査を行うものである。

なお、具体的な調査事項としては、以下の 3 点とする。

【調査事項】

1. 募集要項の変更における疑義について

『指定管理者制度の在り方に関する関係書類の検査』における疑義に対する執行部の書面での回答において、「今回の修正は、応募予定事業者から『佐野市アリーナためま等 7 施設指定管理募集要項にある複数の屋内外体育施設を一括管理する指定管理者実績を有することがないのはなぜか。また、PFI の構成員等の運営実績を含めてよいか』との質問を受けたことに起因する」とのことであった。

しかし、指定管理者の公募に際して令和 3 年 7 月に示された募集要項が、翌 8 月に前記の応募予定者の質問書によって変更となり、しかも、追加された要件が、質問書を提出した事業者、又は、共同する事業者が有する要件（具体的には PFI 実績又は、複数の施設を一括管理する指定管理者実績）であったことは、その応募者を利する為の要項の変更であったと捉えられる。

つまり、募集要項の変更により応募を断念した事業者がいた可能性も含めると、著しく公平性、公正性を欠くものであり、変更の必然性と正当性についての説明、並びに特定の事業者への配慮や、他からの働きかけが無かったのか等について、関係者の証言を求めるものである。

2. 選定過程における疑義について

『指定管理者制度の在り方に関する関係書類の検査』において、「質疑の仕方と内容に偏りがあった」また「恣意的な質疑が行われた」といった疑義があるとの指摘に対し、執行部の書面での回答において、「当該推薦状がどういったものなのかを確認するための質疑」であり、また「質疑の仕方や質疑内容に不自然な点は無いかと考えており、偏りがあった・恣意的な質疑が行われたという認識はございません」とのことであった。

しかし、他の質疑に対し、「関心表明書と団体推薦状につきましては提出を求めているが、選定に活用することもない」と回答しているにも関わらず、選定委員による審査において「推薦状」に関する質疑が複数の委員から行われた上、最後に委員長からも「推薦状」に関し質疑が繰り返されたことは極めて異例なことである。

しかも、応募資格の欠格事由に該当する重要な事項（具体的には納税状況の瑕疵）に対しては、何ら疑義を持つことなく見過ごしていた一方で、先に述べた「推薦状」に対して複数の委員が疑義を持っていたこと自体、極めて不自然なことであり、偏りのある評価、並びに恣意的な質疑等に対し、関係者の証言を求めるものである。

3. 市長と当該事業者との関係性に関する疑義について

前述の「募集」、並びに「選定」における疑義の背景として特筆すべきは、金子市長が県議時代に、今回指定管理者として指定後1年半で破綻に至った事業者と顧問契約を締結し、長期にわたり月15万円の顧問料を受け取っていた事実が、議会質問を通じて明らかになったことと、顧問契約を解消した4か月後に行われた市長選挙において、当該事業者と思われる関係者が、金子市長後援会事務所に多数足を運んでいた、という証言が複数寄せられていることである。

そして、市長当選の3か月後に今回の指定管理者の公募が行われ、その過程において、先に指摘した募集要項の変更、並びに選定委員会での偏りのある評価や、恣意的な質疑がなされたことから、「関係性が断ち切れない中で指定管理者の選定に至ったのではないのか？」といった、市長と当該事業者との関係性に疑義が生じ、その実態の解明を抜きにしては、根本的な疑義の解明には至らないものとするものである。

そこで、そのような関係性が、指定管理者の「募集」、並びに「選定」に対して影響を及ぼすようなものであったのか否か、等について実態の解明が必要であり、下記項目に関し関係者の証言を求めるものである。

- ①金子市長の県議時代のアスコンサルティングとの顧問契約書の内容について
- ②市長選挙の際の、金子市長後援会事務所と当該関連団体との関わりについて
- ③市長就任後の、金子市長と当該事業者との面談について

以上